

平成20年(あ)第909号 横領, 傷害致死, 逮捕監禁, 殺人被告事件
平成24年12月11日 第三小法廷判決

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人大熊裕起ほかの上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお、所論に鑑み記録を調査しても、刑訴法411条を適用すべきものとは認められない。

1 本件は、人夫を工事現場等に派遣する人材派遣業を営んでいた被告人が、(1) 平成9年3月頃、人夫として雇っていた身元不詳の男性に対し、木刀でその背部等を多数回にわたり殴打する暴行を加えて、同人に肺挫滅による気管支肺炎の傷害を負わせて死亡させたという傷害致死の事案、(2) 平成12年5月14日、共犯者らと共謀の上、いずれも人夫として雇っていた当時51歳の男性と当時50歳の男性に対し、被告人経営会社の事務所などにおいて、それぞれロープ等で両手首を緊縛するなどした上で、両名を自動車内に押し込んでキャンプ場まで連行し、同キャンプ場に駐車中の同車内において、ロープ又は両手で順次両名の頸部を強く絞め付けて窒息死させて殺害したという逮捕監禁、殺人の事案、(3) 同日から翌日にかけて、共犯者らと共謀の上、人夫として雇っていた当時41歳の男性に対し、上記事務所において、その両手首を緊縛するなどして監禁したという逮捕監禁の事案、

(4) 平成15年6月、共犯者と共謀の上、人夫として雇っていた者に支払われた交通事故の損害賠償金等を預り保管中に合計2412万円を着服したという横領の事案である。

2 所論は、(2)のうち殺人について、原判決後に共犯者Aがした供述に基づき被告人は殺人の犯行現場にいなかった旨主張する。しかし、検察官の請求を受けて再開した弁論期日において公判廷に顕出したA作成の平成23年11月24日付け及び平成24年7月2日付け各陳述書写しは、その提出された経緯、内容、原審までに取調べ済みの関係証拠及び当審で公判廷に顕出した同人の平成24年3月14日付け検察官調書写しに照らすと、同人の第1審公判における供述の信用性を左右するものではなく、同供述等に基づき、被告人が犯行現場において、殺人を実行したことなどを認定した第1審判決を是認した原判決に誤りがあるとは認められない。

3 量刑について検討する。特に量刑上重視すべき(1)及び(2)の各犯行について見ると、(1)の犯行は、被告人から注意を受けた被害者の反抗的な態度に激高して、木刀で同人の顔面や胴体部分を執ように殴打して死に至らしめたもので、強い非難に値する。(2)の犯行も、被告人が、飲酒した上で当て逃げ事故を起こしたことを理由に被害者らに制裁を加えたところ、同人らが被告人らに対して反抗的な態度を示したため、被害者らに対する怒りを募らせて、被告人経営会社の従業員らに指示して逮捕監禁行為に及んだのみならず、被害者らを山中のキャンプ場に連行することや、死体を土中に埋めて遺棄するために用いる重機の手配も指示した上で、同キャンプ場に赴き、自ら、緊縛され身動きの取れない状態の被害者らの首を絞め付けて殺害したというものである。被告人は、(2)の犯行の実現に主導的な役割を果たしたのみならず、強固な殺意に基づき冷静に残忍な殺害行為に及んだものであ

って、被告人は共犯者の中で最も重い責任を負うというべきである。(1)の犯行の約3年後に2名の殺害行為を実行しており、被告人の人命軽視の態度は顕著である。3名の生命を奪ったという結果は甚だ重大である上、上記キャンプ場の土中から3名の遺体が発見されたことなどにより近隣住民が抱いた不安、恐怖も大きい。

以上のような諸事情に照らすと、罰金刑以外の前科がないこと、(1)の犯行は一時の激情に駆られた偶発的な犯行であること、(3)及び(4)の各犯行についてはすべて認めて反省の態度を示していることなど、酌むべき事情を十分考慮しても、その刑事責任は極めて重大であり、原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は、当裁判所もこれを是認せざるを得ない。

よって、刑訴法414条、396条、181条1項ただし書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官山田信二 公判出席

(裁判長裁判官 田原睦夫 裁判官 岡部喜代子 裁判官 大谷剛彦 裁判官
寺田逸郎 裁判官 大橋正春)